様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 2月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ちゅうごくでんきほあんきょうかい  一般事業主の氏名又は名称 一般財団法人中国電気保安協会  （ふりがな）あまの　こういち  （法人の場合）代表者の氏名 天野　浩一  住所　〒732-0057  広島県 広島市東区 二葉の里３丁目５番７号  法人番号　7240005012729  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ビジョン２０３０  ②　ＤＸ推進計画 | | 公表日 | ①　2022年 4月 1日  ②　2025年12月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　一般財団法人 中国電気保安協会のホームページにて公表  　https://www.ces.or.jp/guide/vision.html  　1．ありたい姿／2．成長に向けた取り組みの骨格／3．主な取り組み  ②　一般財団法人 中国電気保安協会のホームページにて公表  　https://www.ces.or.jp/guide/dxpromotion.html  　基本方針／主な取り組み | | 記載内容抜粋 | ①　■企業経営の方向性  ＜抜粋＞「ビジョン２０３０」  1．ありたい姿  　協会は中国地域の成長・発展とともに成長し続けている  2．成長に向けた取り組みの骨格  （事業の発展・成長）  ・DX・ICT・事業インフラへの積極投資によるサービス価値の高度化および生産性の向上  3．主な取り組み  （事業の発展・成長）  ・IT活用による業務革新  ・スマート保安等による新たな顧客価値提供  ・ＤＸ関連技術への積極投資  ②　■情報処理技術の活用の方向性  ＜抜粋＞「ＤＸ推進計画」  ● 基本方針  ・信頼性・柔軟性の高いシステム基盤を構築します。  ・データの積極活用により、デジタル中心の新しい業務スタイルを確立します。  ・業務見直しやスマート保安導入など、業務プロセスのデジタル化を進めます。  ・デジタル変革が円滑に実行できる組織文化を形成します。  ●主な取り組み  基本方針に沿って、 「システム再構築」、 「データ活用基盤構築」、 「業務プロセスデジタル化」および「人材育成・意識改革」に取り組みます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　理事会の承認を経て公表  ＜補足＞  理事会は全ての理事で構成され、法人の業務執行の決定等が行われる。（一般財団法人に関する法律第90条）  株式会社における取締役会に相当する。  ②　理事会の承認を経て公表  ＜補足＞  理事会は全ての理事で構成され、法人の業務執行の決定等が行われる。（一般財団法人に関する法律第90条）  株式会社における取締役会に相当する。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ＤＸ推進計画 | | 公表日 | ①　2025年12月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　一般財団法人 中国電気保安協会のホームページにて公表  　https://www.ces.or.jp/guide/dxpromotion.html  　主な取り組み／２.データ活用基盤構築／３.業務プロセスデジタル化 | | 記載内容抜粋 | ①　■企業経営の具体的な方策（戦略）  ＜抜粋＞「ＤＸ推進計画」  ●主な取り組み  １．システム再構築  ２．データ活用基盤構築  ３．業務プロセスデジタル化  ４．人材育成・意識改革  ■情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）  ＜抜粋＞「ＤＸ推進計画」  ●主な取り組み  ２.データ活用基盤構築  各システムに蓄積されているデータについて、適切なデータガバナンスの下で、横断的に活用しやすい環境を整備し、データに基づく迅速かつ的確な意思決定を可能にするための基盤を構築します。  （図）データ活用の流れ  「補足」  ・「データ活用」は、データ収集→データ分析→データ活用の3段階で進めます。  ・まず人事・労務、調査、保安、営業などの各業務で発生するデータを収集・蓄積します。  ・次にそれらをクラウド基盤上に分析用DWHなどで統合し、分析アプリで探索・集計・可視化を行います。  ・最後に可視化ツールで、新サービスの開発や業務効率化、そして課題の洗い出しを進めます。  ３.業務プロセスデジタル化  従来の手作業や非効率な業務実施方法を、デジタル技術を活用した効率的な方法へ見直し、生産性と業務品質の向上を同時に実現します。全体最適の視点で業務プロセスを再設計し、組織全体の競争力強化を図ります。  ①スマート保安システムの導入  　お客さま設備に設置するIoT機器を高度化し、収集した多様なデータをAI技術を活用して分析することで、異常の早期発見、予防保全、最適な作業タイミングの判断を自動化します。  　従来の人による点検作業を補完・高度化し、安全性と効率性を両立した保安体制を確立します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　理事会の承認を経て公表  ＜補足＞  理事会は全ての理事で構成され、法人の業務執行の決定等が行われる。（一般財団法人に関する法律第90条）  株式会社における取締役会に相当する。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　ＤＸ推進計画  　組織体制／主な取り組み　４.人材育成・意識改革 | | 記載内容抜粋 | ①　● 組織体制  （体制図を基に補足説明）  2024年7月に「DX推進本部」を発足し、協会全体の調整・推進体制を強化  ● 主な取り組み  ４.人材育成・意識改革  ＤＸの成功には、IT技術の導入に加え、導入した技術を活用できる人材と組織文化の変革が不可欠です。全社員のデジタルリテラシー向上を図りながら、従来の組織運営や意思決定の枠組みを見直し、デジタル技術を活用したイノベーションが自然に生まれる組織文化を形成します。  ①包括的デジタルスキル研修プログラムの構築  　・職位や担当業務に応じた段階的な学習カリキュラムを設計し、基礎的なデジタルリテラシーから高度な技術スキルまでを体系的に学習できる仕組みを整備します。  　・新規入会者向けの基礎研修、中堅従業員向けの実践研修、管理者向けのDX戦略研修など、階層別に最適化された研修プログラムを作成します。  ②内部育成と外部採用の戦略的推進  　・従業員の中からDX推進リーダーを選定し、専門的な研修や外部機関での学習機会を提供して内部人材を育成します。  　・高度な技術スキルや変革経験を持つ外部人材を戦略的に採用し（出向・派遣受入を含む）、内部人材と外部人材が連携したDX推進チームを組成することで、全社的な変革をけん引する体制を構築します。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　ＤＸ推進計画  　主な取り組み　１.システム再構築／主な取り組み　３.業務プロセスデジタル化 | | 記載内容抜粋 | ①　● 主な取り組み  １.システム再構築  現行の各システム（レガシーシステム）を柔軟かつスケーラブルなシステムに再構築し、業務効率を向上させ、今後の環境変化にも迅速に適応します。  ３.業務プロセスデジタル化  従来の手作業や非効率な業務実施方法を、デジタル技術を活用した効率的な方法へ見直し、生産性と業務品質の向上を同時に実現します。全体最適の視点で業務プロセスを再設計し、組織全体の競争力強化を図ります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ＤＸ推進計画 | | 公表日 | ①　2025年12月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　一般財団法人 中国電気保安協会のホームページにて公表  　https://www.ces.or.jp/guide/dxpromotion.html  　ＤＸ指標 | | 記載内容抜粋 | ①　● ＤＸ指標  ＤＸの達成度を測る指標として以下の3項目を設定しました。  ・システム再構築完了率  ・クラウド移行率  ・データ活用件数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年12月25日 | | 発信方法 | ①　ＤＸ推進計画  　一般財団法人 中国電気保安協会のホームページにて公表  　https://www.ces.or.jp/guide/dxpromotion.html  　「ＤＸ推進計画の策定にあたって」（理事長メッセージ） | | 発信内容 | ①　ＤＸ推進計画の策定にあたり理事長メッセージを発信しています。  ●「ＤＸ推進計画の策定にあたって」（理事長メッセージ）  （要約）  当協会は「ビジョン2030」に基づく「IT化構想2030」を進め、個別システム間のデータ連携課題を解消するなどIT資産の整備を進展させてきました。2024年7月にDX推進本部を設置して推進体制を強化し、これらの成果を踏まえて、2025年10月に新たなDX推進計画を策定しました。  本計画は保有するIT資産を最大限に活用し、「データに基づく意思決定」「業務プロセスの変革」「新たな価値創造」を通じて安全性とサービス品質を高め、持続的成長を図ることを目的としています。  クラウド、AI、IoTの導入やスマート保安システム、データ活用基盤の構築で異常の早期検知や予防保全、業務効率化を推進します。また、単なる技術導入にとどまらず、レガシーシステムの段階的再構築、全社横断のデータガバナンス整備を進めます。そして何よりも人材育成と組織文化の変革を重視し、全従業員のデジタルリテラシー向上と現場の創意工夫を支援し、成功事例を共有します。  計画（2025〜2030年度）は段階的かつ柔軟に実行し、進捗・課題を継続的に評価・改善しながら、従業員・外部パートナーと連携して恒常的なDX推進を目指します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ●サイバーセキュリティ対策  ・2022年10月に「情報セキュリティ管理規程」、「情報セキュリティ対策基準」を制定し継続実施中である。  ・情報セキュリティの確保状況をリスク管理委員会（情報セキュリティ部会）に定期的（４回／年）に報告している。  （具体的な対策）  ・全職員に向けた情報セキュリティ研修（２回／年）  ・標的型攻撃メール訓練（４回／年）  ・外部媒体利用制限（常時）  ・ウイルス対策ソフト（EDR機能あり）導入  ・メールセキュリティシステム導入  ・ウェブフィルタリングシステム導入  ・ファイアウォール機器導入 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。